

発行：岡山労働基準監督署 〒700-0913 岡山県岡山市北区大供 2-11-20

進めていますか？あなたの会社の働き方改革



## 岡山・玉野・西大寺地域版 働き方改革推進会議を開催しました

平成 31 年 4 月 1 日より施行されている「働き方改革関連法」。多くの企業で働き方が見直される一方、新型コロナウイルス感染症の流行等の影響もあり、日本の働き方はさらに大きく方向転換の転機のタイミングとなっているところだ。

令和 4 年 12 月 19 日、ハローワーク岡山・ハローワーク玉野・ハローワーク西大寺・岡山労働基準監督署が合同で「岡山・玉野・西大寺地域版 働き方改革推進会議」を開催しました。

会議には管内の商工会議所、商工会、岡山働き方推進支援センター、各業界の事業者団体等の責任者に出席いた

だき、法改正の周知状況、働き方改革の推進状況などについて意見交換を行いました。

また、本会議の取組目標として、令和 5 年 4 月 1 日から全ての企業に適用される「月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率 50%引き上げ」について、認知度 100%を目指して、さらなる周知を図ることを確認しました。(※裏面の緊急告知をご覧ください)



### シリーズ ③ 新たな化学物質規制について

2023(R5).4.1 施行、2024(R6).4.1 施行

## リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

ばく露低減に向け適切な手段を  
事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、以下のような適切な手段で、ばく露される程度を最小限にしなければなりません。



換気装置等を  
設置し稼働



代替物質の使用



有効な呼吸用  
保護具の使用



作業方法の改善

リスクアセスメント結果等に関する記録の  
作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付け  
られます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし最低 3 年間）保存することが義務付けられます。

また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3 年間保存（※がん原性物質は 30 年間保存）することが義務付けられます。



労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは  
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは  
労災保険・労働保険等のお問い合わせは  
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第 1~4 方面 (086-225-0591)  
安全衛生課 (086-225-0592)  
労災課 (086-225-0593)  
総合労働相談コーナー (086-283-4540)



厚生労働省 岡山労働局  
岡山労働基準監督署

# 建設の労災撲滅を目指して安全パトロールを実施

年末年始や公共工事の発注が多くなる年度末は建設業における労働災害が増加する傾向にあります。

令和4年12月15日、建設業労働災害防止協会岡山東西支部が実施する「歳末合同安全パトロール」に小松原労働基準監督署長をはじめ岡山労働基準監督署の職員数名が参加しました。

パトロールは4班に分かれ、岡山市内のマンションや倉庫等の新築現場等を巡回し、足場の墜落防止措置状況や脚立やはしごの安全な作業状況をチェックし、必要な指導を行いました。



## 労働災害発生状況

※「休業」は休業4日以上の災害

2022年発生件数と前年同時期比較 (死亡12/20速報値、休業11/30速報値)

業種	2022年		2021年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	1	218	1	186	0	32
金属製品	0	32	1	54	▲1	▲22
機械器具	0	54	0	22	0	32
化学工業	0	22	0	11	0	11
食料品	1	44	0	40	1	4
その他	0	66	0	59	0	7
建設業	0	119	2	99	▲2	20
運輸交通業	0	129	0	137	0	▲8
旅客	0	12	0	11	0	1
道路貨物	0	117	0	126	0	▲9
第三次産業	1	1562	0	437	1	1125
商業	0	140	0	116	0	24
保健衛生	0	1256	0	167	0	1089
接客娯楽	0	58	0	60	0	▲2
その他	1	108	0	94	1	14
その他の業種	0	23	0	11	0	12
全産業	2	2051	3	870	▲1	1181

2022年(全産業) 2051件の内コロナ感染によるものは1300件、2021年(全産業)は870件の内136件

全企業に義務化!

緊急告知

令和5年4月1日から適用

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が

50%にUP!!!

中小企業への適用まであと3か月となりましたが、岡山労働局管内では、法改正を知らないなど、対応が必要な事業場の割合が約70%という状況です。

事業主の皆様方におかれましては、3月末までには必ずご対応をお願いいたします。



【ご対応いただきたい事項】

- 就業規則の変更手続き
- 給与計算ソフトの設定追加
- 残業時間の削減



## 年頭のご挨拶

明けましておめでとうございます。

月60時間を超える時間外労働の割増率50%へのアップが本年4月から全ての事業場で適用され、また、労働時間の上限規制で適用が猶予されている建設の事業、自動車運転の業務、医師について来年4月からいよいよ適用されます。今から準備万端、環境の整備をお願い致します。

昨年は、管内の会社で技能実習生に対して暴行が繰り返されたとのニュースが全国に大きく報道され、監督署として対応して参りました。本年は、どんな出来事が起きても直ちに対応できるよう準備を怠らずに備えておきたいと考えます。

今年の干支は癸卯(みずのとう)で、「これまでの努力が花開き、実り始める」とのことです。新年が皆様にとりまして輝かしい年となられますよう、心よりお祈り致します。

本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

岡山労働基準監督署長 小松原 邦正

